

〒 ●●● - ●●●●

名簿番号

1-

住 所 ●●市●●町●●-●●

令和 2 年 月 日

氏 名 様
ほか相続人各位

●● 税務署長

税務署長の氏名
の記載及び署長
印の押なつは省
略してあります

相 続 税 の 申 告 等 に つ い て の 御 案 内

税務行政につきましては、日頃から御協力をいただきありがとうございます。

また、令和●年●月●日 の ●●●●●●●● 様の御逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

ところで、先日送付しました「相続税の申告等についての御案内」により、相続税の申告又は「相続についてのお尋ね」の提出の御案内をしたところですが、まだ「申告書」又は「相続についてのお尋ね」を提出いただいておりません。

お手数ですが、他の相続人の方々へも御連絡の上、今一度、申告と納税の必要があるかどうかを御確認いただき、申告と納税が必要な方は、自主的に申告書の提出及び納税（延滞税の納税を含みます。）の手續をいただきますよう御案内いたします。

なお、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合等、相続税を納付する必要がある場合には申告書の提出は必要ありませんが、申告の要否を確認させていただくために、同封の「相続についてのお尋ね」の回答欄に該当する事項を御記入の上、令和●年●月●●日までに、御回答くださいますようお願いいたします。

お分かりにならないことがありましたら、担当者までお問い合わせください。

既に手續されている場合には、この書状が行き違いとなったものと思われますので、あしからず御了承ください。

※ 相続税の申告書の様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から出力することができます。

※ 国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」では、相続税の申告の要否のおおよその判定を行うことができます。また、当コーナーで印刷した「相続税の申告要否検討表」を同封の「相続についてのお尋ね」に替えて提出していただくこともできます。

※ この文書による申告が必要な場合の手續又は「相続についてのお尋ね」の回答のお願いは、行政指導として行っているものです。

※ この文書による行政指導の責任者は、●● 税務署長です。

※ この文書による事務は、●● 税務署資産課税第4部門が広域運営により行っております。
この文書についてのお問い合わせは、下記担当までお願いします。

資産課税(担当)
部 門 担 当 者
電 話

●●税務署
資産課税第4部門
(●●)署広域担当

自動音声による番号案内が流れた場合は、音声案内に従って「2」を選択してください。
「番号が確認できません。」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから「2」を選択してください。